

議案第76号

平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,105,039千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出

吉賀町長 岩本 一 巳

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	279,922	460	280,382
	2 国庫補助金	117,032	460	117,492
7	繰入金	228,171	774	228,945
	1 他会計繰入金	183,150	774	183,924
	歳 入 合 計	1,103,805	1,234	1,105,039

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	50,230	1,234	51,464
	1 総務管理費	37,561	1,234	38,795
	歳 出 合 計	1,103,805	1,234	1,105,039

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 国庫支出金	279,922	460	280,382
7 繰入金	228,171	774	228,945
歳入合計	1,103,805	1,234	1,105,039

2 歳 入

3 款 国庫支出金 460千円

2 項 国庫補助金 460千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 介護保険事業費補助金	0	460	460
計	117,032	460	117,492

7 款 繰入金 774千円

1 項 他会計繰入金 774千円

1 一般会計繰入金	183,150	774	183,924
計	183,150	774	183,924

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 介護保険事業費補助金	千円 460	介護保険事業費補助金	460

4 職員給与費等繰入金	219	職員給与費等繰入金	219
5 事務費繰入金	555	事務費繰入金	555

3 歳 出

1 款 総務費 1,234千円

1 項 総務管理費 1,234千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 37,561	千円 1,234	千円 38,795	千円 460	千円 0	千円 555	千円 219
				国庫支出金 460		繰入金 555	
計	37,561	1,234	38,795	460	0	555	219

節		説 明	千円
区 分	金 額		
2 給料	千円 48	061 人件費	千円 219
3 職員手当等	63	一般職給料	48
4 共済費	108	期末手当	5
13 委託料	54	勤勉手当	50
		退職手当組合負担金	8
19 負担金、補助 及び交付金	961	一般職共済組合負担金	108
		062 一般管理事務費	1,015
		システム保守委託料	54
		電算システム開発負担金	961

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位:千円)

区 分	職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	そ の 他 特 別 職	10	1,835						1,835	1,835	
	計	10	1,835						1,835	1,835	
補正前	長 等										
	議 員										
	そ の 他 特 別 職	10	1,835						1,835	1,835	
	計	10	1,835						1,835	1,835	
比 較	長 等										
	議 員										
	そ の 他 特 別 職										
	計										

2. 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2		5,504	3,854	9,358	1,592	10,950	
補 正 前	2		5,456	3,791	9,247	1,484	10,731	
比 較			48	63	111	108	219	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時 間 外 務 手 当	宿 日 直 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当 組 合 金 負 担
	補 正 後				144		1,210	838	552		174		936
	補 正 前				144		1,205	788	552		174		928
	比 較						5	50					8

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備考
給料	48	給与改定に伴う増減分	48	給与改定に伴う増減	48	
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	63	制度改正に伴う増減分	63	給与改定に伴う増減	63	
		その他の増減分				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア、職員一人当たり給与

区分		行政職(一)	行政職(二)
補正後	平均給料月額 (円)	226,300	
	平均給与月額 (円)	239,550	
	平均年齢 (歳)	28歳10月	
補正前	平均給料月額 (円)	234,050	
	平均給与月額 (円)	249,250	
	平均年齢 (歳)	28歳9月	

イ、初任給

区分	行政職(一) (円)	行政職(二) (円)	国の制度		
			行政職(一) (円)	行政職(二) (円)	
高校卒	147,100		147,100		
大学卒	179,200		179,200		

ウ、等級別職員数

区 分	行政職（一）			行政職（二）					
	等 級	職員数	構成比(%)	等 級	職員数	構成比(%)			
補 正 後	1 級								
	2 級	1	50						
	3 級	1	50						
	4 級								
	5 級								
	6 級								
	計	2	100						
補 正 前	1 級								
	2 級								
	3 級	1	50						
	4 級	1	50						
	5 級								
	6 級								
	計	2	100						

(等級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
行政職（一）	主事補又は主事の職務、保健師の職務、保育士の職務	主任主事の職務、主事保健師の職務、主事保育士の職務	主任の職務、主任保健師の職務、主任保育士の職務	主幹の職務、主幹保健師の職務、主幹保育士の職務	統括主幹又は課長補佐の職務、統括保健師の職務、統括保育士の職務	主査又は課長の職務、主査保健師の職務、主査保育士の職務

エ、昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種			
		行政職（一）	行政職（二）		
補 正 後	職 員 数 (A) 人	2	2		
	昇給に係る職員数 (B) 人	2	2		
	号給数別内訳	2号給(人)			
		4号給(人)	2	2	
		6号給(人)			
		8号給(人)			
	比率 (B)/(A) (%)	100	100		
補 正 前	職 員 数 (A) 人	2	2		
	昇給に係る職員数 (B) 人	2	2		
	号給数別内訳	2号給(人)			
		4号給(人)	2	2	
		6号給(人)			
		8号給(人)			
	比率 (B)/(A) (%)	100	100		

オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の階級、職務の級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補正後	2.125	2.275	4.40	有	
補正前	2.075	2.225	4.30	有	
国の制度	2.125	2.275	4.40	有	

カ、定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	30年勤続の者 (月分)	最高限度額 (月分)	備 考
支給率等	25.5563	34.583	42.413	49.59	
国の制度	25.5563	34.583	42.413	49.59	

キ、地域手当

支 給 対 象 地 域	
支 給 率 (%)	
支 給 対 象 職 員 数 (人)	
国の指定基準に基づく支給率 (%)	

ク、特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%)			
平成29年4月1日現在			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ、その他の手当

区 分	国の制度との差異	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	国の制度と同じ	
住 居 手 当	国の制度と同じ	
通 勤 手 当	国の制度と異なる	自動車等使用者の支給内容

